

1. 業務名

魚類および海産生物を用いた新興化学物質の生態毒性評価に係る研究業務

2. 所属及び就業場所

(ユニット名) 環境リスク・健康領域

(室名) 生態毒性研究室

(就業場所) 茨城県つくば市小野川 16-2

(就業場所 変更の範囲) なし

(受動喫煙対策) 屋内禁煙、特定屋外喫煙場所あり

3. 募集人数

1名

4. 業務の内容

環境リスク・健康領域生態毒性研究室では、プラスチックを含む様々な新興化学物質の生態毒性評価を目的として、分子レベルから、細胞、組織、器官、個体レベルの様々な手法を用いた研究を行っている。使用する生物としては、淡水および海産の無脊椎動物などが広く利用されているほか、魚類については、動物福祉の観点から稚魚や成魚だけではなく、魚類胚や細胞株を用いた試験も近年は利用が進んでいる。本公募では以下の（1）（2）の課題の少なくとも1つの研究に取り組む。

- (1) 淡水もしくは海産無脊椎動物を用いたプラスチックやその添加物・溶出物の生態毒性評価
- (2) 魚類胚や細胞株を用いた新興化学物質の生態毒性試験、ならびに小型魚類稚魚の難水溶性化学物質の食餌曝露による生態毒性評価手法の開発。

(業務の内容 変更の範囲)

国立研究開発法人国立環境研究所が行う、研究及び研究に付随する事務業務全般

5. 必要とされる専門分野及び資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 採用の時点で博士号を取得していること。あるいは博士課程在学中で採用までに取得の見込みがあること。
- (2) 水産学、薬学、生物学、化学、環境学またはその関連分野を専門とすること。
- (3) 無脊椎動物および魚類を用いた実験の経験を有すること。
- (4) 日本語によるコミュニケーションおよび研究成果の発表・議論・報告書の作成等が行えること。
- (5) 協調性をもって意欲的に研究を行えること。

6. 選考方法

書類審査の後、面接を行い決定。面接を行う者には別途連絡をします。なお選考に当たっては以下の点を考慮します。

- ・英語によるコミュニケーションおよび研究成果の発表・議論等も行えること。
- ・研究室内のスタッフおよび連携のある研究室と協力し、チームとして業務に従事できること。
- ・化学分析の経験を有すること

(決定予定期間：2026年1月下旬頃)

7. 提出書類

- (1) 履歴書（写真貼付、所定の様式を使用）1部
 - (2) これまでの職務・研究等の概要(A4で1~2枚程度) 1部
 - (3) 研究業績目録(原著論文、著書、総説、解説、口頭発表別に記載したもの) 1部
 - (4) 採用された場合の研究に対する抱負(A4で1~2枚程度) 1部
- （応募書類の返却不可（選考後不採用となった場合は責任を持って処分します。））

なお、履歴書の職歴欄には、雇用先、雇用期間等を正確に記載してください。

また、国立環境研究所との間に雇用契約以外の契約・委嘱等の関係（共同研究、研究協力、労働者派遣等）がある場合は、その旨も記載してください。

8. 応募方法

郵送または電子送付による。

（郵送の場合は封筒に朱書きで「生態毒性研究室特別研究員（新興化学物質）応募書類」と記載してください。）

（電子送付の方法については、2026年1月16日（金）までに下記14.の担当者あてにメールで問い合わせをし、その際、メールの件名を「生態毒性研究室特別研究員（新興化学物質）応募」と記載してください。）

9. 応募締切

2026年1月23日（金）

10. 待遇等

（職種）特別研究員

（雇用形態）フルタイム

（1日の勤務時間）裁量労働制

裁量労働制は勤務日に対象業務に従事した場合、1日について8時間15分勤務したものとみなします。

（時間外及び休日勤務の有無）有

（給与）「国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程」に基づき支給します。

基本給 特別研究員（年俸制 1/12を毎月支給）5,400,000円より（規程に基づき決定）

（試用期間）雇用期間が1年未満の場合は1箇月、雇用が見込まれる期間が1年の場合は6箇月（試用期間中の労働条件同一）

（社会保険）国家公務員共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによります。

（その他就業関係）「国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則」及びその他関連規程によりご確認ください。

（参考）国立環境研究所基本規程 <https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/index.html>

11. 採用予定期

2026年4月以降のなるべく早い時期。

12. 雇用期間

採用日より 2026年6月30日まで。

13. その他

本公募は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2の対象業務に該当します。
※科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律と労働契約法第18条の通算契約期間に関して
は、以下を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000488206.pdf>

14. 問い合わせ及び書類提出先

国立研究開発法人国立環境研究所

(住所) 〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2

(ユニット名) 環境リスク・健康領域

(室名) 生態毒性研究室

(氏名) 山本裕史

(TEL) 029-850-2754

(E-mail) yamamoto.hiroshi (半角で@nies.go.jp をつけてください。)

15. 公募番号

R08-R-018